

条例番号	条 例 名	所 管 名	公 布 年 月 日
条例第30号	さいたま市個人情報保護条例の一部を改正する条例	行政透明推進課	令和3年10月26日
条例第31号	さいたま市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例	人 事 課	令和3年10月26日
条例第32号	さいたま市職員の修学部分休業に関する条例	人 事 課	令和3年10月26日
条例第33号	さいたま市職員の自己啓発等休業に関する条例	人 事 課	令和3年10月26日
条例第34号	さいたま市技能職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	職 員 課	令和3年10月26日
条例第35号	さいたま市戸籍等関係事務手数料条例の一部を改正する条例	区 政 推 進 部	令和3年10月26日
条例第36号	さいたま市保育所条例の一部を改正する条例	保 育 課	令和3年10月26日
条例第37号	さいたま市宮桜木駐車場用地活用事業者選定委員会条例	東日本交流拠点整備課	令和3年10月26日
条例第38号	さいたま都市計画事業南与野駅西口土地区画整理事業施行規程及びさいたま都市計画事業江川土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例	与野まちづくり事務所	令和3年10月26日
条例第39号	さいたま市移動等円滑化のために必要な道路の構造上の基準に関する条例の一部を改正する条例	道 路 環 境 課	令和3年10月26日
条例第40号	さいたま市水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	水 道 総 務 課	令和3年10月26日
条例第41号	さいたま市給水条例等の一部を改正する条例	営 業 課	令和3年10月26日
条例第42号	さいたま市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例	消 防 企 画 課	令和3年10月26日

さいたま市条例第30号

さいたま市個人情報保護条例の一部を改正する条例

さいたま市個人情報保護条例（平成13年さいたま市条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(個人情報の提供先への通知) 第28条の2 実施機関は、第26条第1項の規定により個人情報の全部又は一部を訂正し、又は削除した場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先（情報提供等記録にあっては、 <u>内閣総理大臣及び番号法第19条第8号</u> に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第9号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。））に対し、速やかに、その旨を書面により通知するものとする。	(個人情報の提供先への通知) 第28条の2 実施機関は、第26条第1項の規定により個人情報の全部又は一部を訂正し、又は削除した場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先（情報提供等記録にあっては、 <u>総務大臣及び番号法第19条第7号</u> に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。））に対し、速やかに、その旨を書面により通知するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

さいたま市条例第31号

さいたま市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市職員のサービスの宣誓に関する条例（平成13年さいたま市条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(職員のサービスの宣誓) 第2条 新たに職員となった者は、別記様式による宣誓書に署名し、 <u>任命権者に提出しなければならない</u> 。 別記様式（第2条関係） 宣 誓 書 [略] 氏 名	(職員のサービスの宣誓) 第2条 新たに職員となった者は、 <u>任命権者に対し、別記様式による宣誓書に署名した宣誓書を提出しなければならない</u> 。 別記様式（第2条関係） 宣 誓 書 [略] 職 氏 名 ㊟

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

さいたま市条例第32号

さいたま市職員の修学部分休業に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の2第1項、第3項及び第4項の規定に基づき、職員の修学部分休業に関し必要な事項を定めるものとする。

(修学部分休業の承認等)

第2条 修学部分休業（法第26条の2第1項に規定する修学部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、1週間を通じて19時間20分を超えない範囲内で、当該職員の修学のため必要とされる時間について、5分を単位として行うものとする。

2 法第26条の2第1項の条例で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に規定する大学（当該大学に置かれる同法第91条に規定する専攻科及び同法第97条に規定する大学院を含む。）
- (2) 学校教育法第104条第7項第2号の規定により大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設（職員が当該課程を履修する場合に限る。）
- (3) 学校教育法第115条に規定する高等専門学校
- (4) 学校教育法第124条に規定する専修学校
- (5) 学校教育法第134条に規定する各種学校
- (6) 前各号に掲げるもののほか、任命権者が職員の公務に関する能力の向上に資すると認める教育施設

3 法第26条の2第1項の条例で定める期間は、2年を超えない範囲内で任命権者が必要と認める期間とする。

(修学部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第3条 職員が修学部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、さいたま市職員の給与に関する条例（平成13年さいたま市条例第42号）第18条又はさいたま市教職員の給与に関する条例（平成29年さいたま市条例第21号）第19条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給料の月額（教職調整額を含む。）

及び規則で定める手当の月額合計額に1.2を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に5.2を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額を減額して給与を支給する。

(修学部分休業の承認の取消し)

第4条 任命権者は、修学部分休業をしている職員が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該修学部分休業の承認を取り消すものとする。

- (1) 修学部分休業に係る教育施設の課程を退学したとき。
- (2) 正当な理由なく、修学部分休業に係る教育施設の課程を休学し、又はその授業を頻繁に欠席しているとき。
- (3) 修学部分休業に係る教育施設の課程を休学し、停学にされ、又はその授業を欠席していることその他の事情により、修学部分休業に係る修学に支障が生じているとき。
- (4) 当該職員の業務を処理するための措置を講じることが著しく困難となった場合で、当該職員の同意を得たとき。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(さいたま市教員の修学部分休業に関する条例の廃止)

- 2 さいたま市教員の修学部分休業に関する条例（平成29年さいたま市条例第18号）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の日前に、前項の規定による廃止前のさいたま市教員の修学部分休業に関する条例の規定によりなされた承認その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

さいたま市条例第33号

さいたま市職員の自己啓発等休業に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の5第1項、第5項及び第6項の規定に基づき、職員の自己啓発等休業に関し必要な事項を定めるものとする。

(自己啓発等休業の承認)

第2条 任命権者は、職員としての在職期間が2年以上である職員が申請した場合において、公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、勤務成績その他の事情を考慮した上で、当該職員が自己啓発等休業（法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をいう。以下同じ。）をすることを承認することができる。

(自己啓発等休業の期間)

第3条 法第26条の5第1項の条例で定める期間は、次の各号に掲げる休業の区分に応じ、当該各号に定める期間を超えない範囲内において任命権者が必要と認める期間とする。

- (1) 大学等課程の履修（法第26条の5第1項に規定する大学等課程の履修をいう。以下同じ。）のための休業 2年（大学等課程の履修の成果をあげるために特に必要な場合として規則で定める場合は、3年）
- (2) 国際貢献活動（法第26条の5第1項に規定する国際貢献活動をいう。以下同じ。）のための休業 3年

(教育施設)

第4条 法第26条の5第1項の条例で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に規定する大学（当該大学に置かれる同法第91条に規定する専攻科及び同法第97条に規定する大学院を含む。）
- (2) 学校教育法第104条第7項第2号の規定により大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設（職員が当該課程を履修する場合に限

る。)

(3) 前2号に掲げる教育施設に相当する外国の大学（これに準じる教育施設を含む。）

(4) 学校教育法第115条に規定する高等専門学校

(5) 学校教育法第124条に規定する専修学校

(6) 学校教育法第134条に規定する各種学校

(7) 前各号に掲げるもののほか、任命権者が職員の公務に関する能力の向上に資すると認める教育施設

(奉仕活動)

第5条 法第26条の5第1項の条例で定める奉仕活動は、次に掲げる奉仕活動とする。

(1) 独立行政法人国際協力機構が独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第4号の規定により自ら行う派遣業務の目的となる開発途上地域における奉仕活動（当該奉仕活動を行うために必要な国内における訓練その他の準備行為を含む。）

(2) 相互の地域の発展及び友好関係の構築を目的として提携している外国の地方公共団体において行われる当該地方公共団体との国際交流の促進に資する奉仕活動のうち、職員として参加することが適当であると任命権者が認めるもの

(自己啓発等休業の承認の申請)

第6条 自己啓発等休業の承認の申請は、自己啓発等休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該期間中の大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容を明らかにしてしなければならない。

(自己啓発等休業の期間の延長)

第7条 自己啓発等休業をしている職員は、当該自己啓発等休業を開始した日から引き続き自己啓発等休業をしようとする期間が第3条に規定する休業の期間を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、自己啓発等休業の期間の延長を申請することができる。

2 自己啓発等休業の期間の延長は、規則で定める特別の事情がある場合を除き、1回に限るものとする。

3 第2条の規定は、自己啓発等休業の期間の延長の承認について準用する。

(自己啓発等休業の承認の取消事由)

第8条 法第26条の5第5項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- (1) 自己啓発等休業をしている職員が、正当な理由なく、その者が在学している教育施設の課程を休学し、若しくはその授業を頻繁に欠席していること又はその者が参加している奉仕活動の全部若しくは一部を行っていないこと。
- (2) 自己啓発等休業をしている職員が、その者が在学している教育施設の課程を休学し、停学にされ、又はその授業を欠席していること、その者が参加している奉仕活動の全部又は一部を行っていないことその他の事情により、当該職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生じること。

(報告等)

第9条 自己啓発等休業をしている職員は、任命権者から求められた場合のほか、次に掲げる場合には、当該職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動の状況について任命権者に報告しなければならない。

- (1) 当該職員が、その申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動を取りやめた場合
- (2) 当該職員が、その在学している教育施設の課程を休学し、停学にされ、若しくはその授業を欠席している場合又はその参加している奉仕活動の全部若しくは一部を行っていない場合
- (3) 当該職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生じている場合

2 任命権者は、自己啓発等休業をしている職員から前項の規定による報告を求めるほか、当該職員と定期的に連絡を取ることにより、十分な意思疎通を図るものとする。

(自己啓発等休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)

第10条 自己啓発等休業をした職員が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該自己啓発等休業の期間のうち職員としての職務に特に有用であると認められるものにあつては100分の100以下、それ以外のものにあつては100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引

き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及び同日後における最初の職員の昇給を行う日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

(自己啓発等休業をした職員の退職手当の取扱い)

第11条 さいたま市職員退職手当条例（平成13年さいたま市条例第46号。以下「職員退職手当条例」という。）第10条の4第1項及び第11条第4項又はさいたま市教職員退職手当条例（平成29年さいたま市条例第22号。以下「教職員退職手当条例」という。）第16条第1項及び第18条第4項の規定の適用については、自己啓発等休業をした期間は、職員退職手当条例第10条の4第1項又は教職員退職手当条例第16条第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。

2 自己啓発等休業をした期間についての職員退職手当条例第11条第4項又は教職員退職手当条例第18条第4項の規定の適用については、これらの規定中「その月数の2分の1に相当する月数（法第55条の2第1項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しなかった期間については、その月数）」とあるのは、「その月数（法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業の期間中の大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容が公務の能率的な運営に特に資するものと認められることその他の規則で定める要件に該当する場合については、その月数の2分の1に相当する月数）」とする。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(さいたま市教員の自己啓発等休業に関する条例の廃止)

2 さいたま市教員の自己啓発等休業に関する条例（平成29年さいたま市条例第19号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の前日に、前項の規定による廃止前のさいたま市教員の自己啓発

等休業に関する条例の規定によりなされた承認その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(さいたま市職員定数条例の一部改正)

4 さいたま市職員定数条例（平成13年さいたま市条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(職員の定数)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 任命権者は、前項各号に掲げる職員のうちで休職を命ぜられた職員、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17第1項（第292条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、他の地方公共団体に派遣し、若しくは他の地方公共団体から派遣されている職員、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定により育児休業をしている職員、公益的法人等へのさいたま市職員の派遣等に関する条例（平成13年さいたま市条例第303号）第2条の規定に基づき、団体に派遣されている職員、<u>さいたま市職員の配偶者同行休業に関する条例</u>（平成27年さいたま市条例第4号）第2条の規定により配偶者同行休業をしている職員又はさいたま市職員の自己啓発等休業に関する条例（令和3年さいたま市条例第33号）第2条の規定により自己啓発等休業をしている職員がある場合においては、当該職員を定数外の職員とすることができる。</p>	<p style="text-align: center;">(職員の定数)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 任命権者は、前項各号に掲げる職員のうちで休職を命ぜられた職員、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17第1項（第292条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、他の地方公共団体に派遣し、若しくは他の地方公共団体から派遣されている職員、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定により育児休業をしている職員、公益的法人等へのさいたま市職員の派遣等に関する条例（平成13年さいたま市条例第303号）第2条の規定に基づき、団体に派遣されている職員又はさいたま市職員の配偶者同行休業に関する条例（平成27年さいたま市条例第4号）第2条の規定により配偶者同行休業をしている職員がある場合においては、当該職員を定数外の職員とすることができる。</p>

(さいたま市教職員定数条例の一部改正)

5 さいたま市教職員定数条例（平成29年さいたま市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、

改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(定数) 第3条 [略] 2 前項に規定する教職員の定数には、次に掲げる者に係るものを含まないものとする。 (1)・(2) [略] (3) <u>さいたま市職員の自己啓発等休業に関する条例(令和3年さいたま市条例第33号)第2条</u>の規定により自己啓発等休業をしている者 (4)~(6) [略] 3 [略]</p>	<p>(定数) 第3条 [略] 2 前項に規定する教職員の定数には、次に掲げる者に係るものを含まないものとする。 (1)・(2) [略] (3) <u>さいたま市教員の自己啓発等休業に関する条例(平成29年さいたま市条例第19号)第3条</u>の規定により自己啓発等休業をしている者 (4)~(6) [略] 3 [略]</p>

さいたま市条例第34号

さいたま市技能職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市技能職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成13年さいたま市条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(給与の減額)</p> <p>第20条 [略]</p> <p>2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）、介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他市長が指定する者で負傷、疾病又は老齢により市長が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下この項において同じ。）の介護をするため、任命権者が、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下この項において「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）、<u>介護時間</u>（当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）<u>又は修学部分休業</u>（当該職員が大学その他の市長が指定する教育施設における修学のため、<u>2年を超えない範囲内において、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。</u>）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p>	<p style="text-align: center;">(給与の減額)</p> <p>第20条 [略]</p> <p>2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）、介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他市長が指定する者で負傷、疾病又は老齢により市長が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下この項において同じ。）の介護をするため、任命権者が、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下この項において「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）<u>又は介護時間</u>（当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p>

(自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与)
第22条の3 さいたま市職員の自己啓発等休業に
関する条例(令和3年さいたま市条例第33号)
第2条の承認を受けた職員には、自己啓発等休業
をしている期間については、給与を支給しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

さいたま市条例第35号

さいたま市戸籍等関係事務手数料条例の一部を改正する条例

さいたま市戸籍等関係事務手数料条例（平成13年さいたま市条例第71号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
事務の種類	手数料の額	事務の種類	手数料の額
1～5 [略]		1～5 [略]	
		6 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードの再交付（本人の責によらない事由による個人番号又は住民票コードの変更により返納した場合、国外転出により返納した場合その他のやむを得ない事由による場合の再交付を除く。）	1枚につき 800円
<u>6</u> [略]		<u>7</u> [略]	
<u>7</u> [略]		<u>8</u> [略]	
<u>8</u> [略]		<u>9</u> [略]	

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（さいたま市住居表示に関する条例の一部改正）

2 さいたま市住居表示に関する条例（平成13年さいたま市条例第300号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(手数料)</p> <p>第6条 前条第1項の規定により住居表示台帳等の写しの交付を請求する者は、当該写しの交付を受ける時までに、さいたま市戸籍等関係事務手数料条例（平成13年さいたま市条例第71号）<u>別表第8項</u>に規定する手数料を納付しなければならない。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(手数料)</p> <p>第6条 前条第1項の規定により住居表示台帳等の写しの交付を請求する者は、当該写しの交付を受ける時までに、さいたま市戸籍等関係事務手数料条例（平成13年さいたま市条例第71号）<u>別表第9項</u>に規定する手数料を納付しなければならない。</p> <p>2 [略]</p>

さいたま市条例第36号

さいたま市保育所条例の一部を改正する条例

さいたま市保育所条例（平成13年さいたま市条例第175号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
名称	位置	定員	名称	位置	定員
[略]			[略]		
さいたま市立大砂土保育園	さいたま市北区 <u>盆栽町453番地</u>	[略]	さいたま市立大砂土保育園	さいたま市北区 <u>土呂町1丁目5 1番地8</u>	[略]
[略]			[略]		
さいたま市立鈴谷東保育園	さいたま市中央 <u>区鈴谷6丁目6 番5号</u>	[略]	さいたま市立鈴谷東保育園	さいたま市中央 <u>区鈴谷9丁目3 番2号</u>	[略]
[略]			[略]		

附 則

この条例中別表さいたま市立大砂土保育園の項の改正は令和3年12月20日から、同表さいたま市立鈴谷東保育園の項の改正は同年11月1日から施行する。

さいたま市条例第37号

さいたま市営桜木駐車場用地活用事業者選定委員会条例

(設置)

第1条 さいたま市営桜木駐車場（さいたま市営桜木駐車場条例（平成13年さいたま市条例第211号）に規定する駐車場をいう。）の用地の活用に係る事業者の選定に関し必要な事項を審議するため、さいたま市営桜木駐車場用地活用事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 事業者の選定基準の策定に関すること。
- (2) 事業者の選定に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員6人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条の規定による審議を終える日までの間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 会議の議長は、委員長をもって充てる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決する

ところによる。

5 会議は、公開とする。ただし、委員長が特に必要と認めるときは、委員会に諮って公開しないことができる。

6 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、都市局において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

さいたま市条例第38号

さいたま都市計画事業南与野駅西口土地区画整理事業施行規程及びさいたま都市計画事業江川土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例

(さいたま都市計画事業南与野駅西口土地区画整理事業施行規程の一部改正)

第1条 さいたま都市計画事業南与野駅西口土地区画整理事業施行規程（平成13年さいたま市条例第256号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(審議会の運営) 第17条 [略] 2 審議会の会長は、審議会の会議ごとにその議事録を作成し、委員2人とともに署名するものとする。 3 [略]	(審議会の運営) 第17条 [略] 2 審議会の会長は、審議会の会議ごとにその議事録を作成し、委員2人とともに署名し、及び押印するものとする。 3 [略]

(さいたま都市計画事業江川土地区画整理事業施行規程の一部改正)

第2条 さいたま都市計画事業江川土地区画整理事業施行規程（平成17年さいたま市条例第119号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(審議会の運営) 第17条 [略] 2 [略]	(審議会の運営) 第17条 [略] 2 [略]

3 審議会の会長は、審議会の会議ごとに議事録を作成し、委員2人とともに署名するものとする。

4 [略]

3 審議会の会長は、審議会の会議ごとに議事録を作成し、委員2人とともに署名し、押印するものとする。

4 [略]

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

さいたま市条例第39号

さいたま市移動等円滑化のために必要な道路の構造上の基準に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市移動等円滑化のために必要な道路の構造上の基準に関する条例（平成24年さいたま市条例第89号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
目次	目次
第1章 総則（第1条—第2条の2）	第1章 総則（第1条・第2条）
第2章 歩道等及び自転車歩行者専用道路等の構造（第3条—第10条）	第2章 歩道等（第3条—第10条）
第3章 <u>立体横断施設の構造</u> （第11条—第16条）	第3章 <u>立体横断施設</u> （第11条—第16条）
第4章 <u>乗合自動車停留所の構造</u> （第17条・第18条）	第4章 <u>乗合自動車停留所</u> （第17条・第18条）
第5章 <u>路面電車停留場等の構造</u> （第19条—第21条）	第5章 <u>路面電車停留場等</u> （第19条—第21条）
第6章 <u>自動車駐車場の構造</u> （第22条—第32条）	第6章 <u>自動車駐車場</u> （第22条—第32条）
第7章 <u>旅客特定車両停留施設の構造</u> （第33条—第43条）	第7章 <u>移動等円滑化のために必要なその他の施設等</u> （第33条—第36条）
第8章 <u>移動等円滑化のために必要なその他の施設等</u> （第44条—第47条）	
附則	附則
（用語の定義）	（用語の定義）
第2条 この条例における用語の意義は、法第2条、道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条（第4号及び第13号に限る。）及び道路構造令（昭和45年政令第320号）第2条に定めるもののほか、次に定めるところによる。	第2条 この条例における用語の意義は、法第2条、道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条（第4号及び第13号に限る。）及び道路構造令（昭和45年政令第320号）第2条に定めるもののほか、次に定めるところによる。
(1) 有効幅員 歩道、自転車歩行者道、 <u>自転車歩行者専用道路</u> 、歩行者専用道路、 <u>立体横断施設</u> （横断歩道橋、地下横断歩道その他の歩行者が道路等を横断するための立体的な施設をいう。以下同じ。）に設ける傾斜路、通路若しくは階	(1) 有効幅員 歩道、自転車歩行者道、 <u>立体横断施設</u> （横断歩道橋、地下横断歩道その他の歩行者が道路等を横断するための立体的な施設をいう。以下同じ。）に設ける傾斜路、通路若しくは階段、路面電車停留場の乗降場又は自動車駐

段、路面電車停留場の乗降場又は自動車駐車場若しくは旅客特定車両停留施設の通路の幅員から、縁石、手すり、路上施設若しくは歩行者の安全かつ円滑な通行を妨げるおそれがある工作物、物件若しくは施設を設置するために必要な幅員又はさいたま市道路の構造の技術的基準及び道路標識に関する条例（平成24年さいたま市条例第88号。以下「構造条例」という。）第44条第1項の歩行者の滞留の用に供する部分の幅員を除いた幅員をいう。

(2)・(3) [略]

(災害等の場合の適用除外)

第2条の2 災害等のため一時使用する旅客特定車両停留施設の構造及び設備については、この条例の規定によらないことができる。

第2章 歩道等及び自転車歩行者専用道路等の構造

(歩道)

第3条 道路（自転車歩行者道を設ける道路、自転車歩行者専用道路及び歩行者専用道路を除く。）には、歩道を設けるものとする。

(有効幅員)

第4条 歩道の有効幅員は、構造条例第12条第3項に規定する幅員の値以上とするものとする。

2 自転車歩行者道の有効幅員は、構造条例第11条第2項に規定する幅員の値以上とするものとする。

3 自転車歩行者専用道路の有効幅員は、構造条例第42条第1項に規定する幅員の値以上とするものとする。

4 歩行者専用道路の有効幅員は、構造条例第43条第1項に規定する幅員の値以上とするものとする。

5 歩道若しくは自転車歩行者道（以下「歩道等」という。）又は自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路（以下「自転車歩行者専用道路等」という。）の有効幅員は、当該歩道等又は自転車歩行者専用道路等の高齢者、障害者等の交通の状況を考慮して定めるものとする。

(舗装)

第5条 歩道等又は自転車歩行者専用道路等の舗装は、雨水を地下に円滑に浸透させることができる

車場の通路の幅員から、縁石、手すり、路上施設若しくは歩行者の安全かつ円滑な通行を妨げるおそれがある工作物、物件若しくは施設を設置するために必要な幅員を除いた幅員をいう。

(2)・(3) [略]

第2章 歩道等

(歩道)

第3条 道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）には、歩道を設けるものとする。

(有効幅員)

第4条 歩道の有効幅員は、さいたま市道路の構造の技術的基準及び道路標識に関する条例第12条第3項に規定する幅員の値以上とするものとする。

2 自転車歩行者道の有効幅員は、さいたま市道路の構造の技術的基準及び道路標識に関する条例第11条第2項に規定する幅員の値以上とするものとする。

3 歩道又は自転車歩行者道（以下「歩道等」という。）の有効幅員は、当該歩道等の高齢者、障害者等の交通の状況を考慮して定めるものとする。

(舗装)

第5条 歩道等の舗装は、雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とするものとする。ただ

構造とするものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の状況によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

- 2 歩道等又は自転車歩行者専用道路等の舗装は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとするものとする。

(勾配)

第6条 歩道等又は自転車歩行者専用道路等の縦断勾配は、規則で定める値以下とするものとする。

- 2 歩道等(車両乗入れ部を除く。)又は自転車歩行者専用道路等の横断勾配は、規則で定める値以下とするものとする。

第3章 立体横断施設の構造

(エレベーター)

第12条 移動等円滑化された立体横断施設に設けるエレベーターは、次に定める構造とするものとする。

(1)・(2) [略]

(3) 籠内に、車椅子使用者が乗降する際に籠及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。ただし、規則で定める基準に適合するエレベーターにあつては、この限りでない。

(4) 籠及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていること又は籠外及び籠内に画像を表示する設備が設置されていることにより、籠外にいる者と籠内にいる者が互いに視覚的に確認できる構造とすること。

(5)・(6) [略]

(7) 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する設備を設けること。

(8) 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる設備を設けること。

(9)~(11) [略]

(12) 停止する階が3以上であるエレベーターの乗降口には、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる設備を設けること。ただし、籠内に籠及び昇降路の出入口の戸が開いた時に籠の昇降方向を音声により知らせる設備が設けられている場合においては、この限りでない。

(傾斜路)

第13条 移動等円滑化された立体横断施設に設ける傾斜路(その踊場を含む。以下この条において同じ。)は、次に定める構造とするものとする。

し、道路の構造、気象状況その他の特別の状況によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

- 2 歩道等の舗装は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとするものとする。

(勾配)

第6条 歩道等の縦断勾配は、規則で定める値以下とするものとする。

- 2 歩道等(車両乗入れ部を除く。)の横断勾配は、規則で定める値以下とするものとする。

第3章 立体横断施設

(エレベーター)

第12条 移動等円滑化された立体横断施設に設けるエレベーターは、次に定める構造とするものとする。

(1)・(2) [略]

(3) 籠内に、車椅子使用者が乗降する際に籠及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。

(4) 籠及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていることにより、籠外から籠内が視覚的に確認できる構造とすること。

(5)・(6) [略]

(7) 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。

(8) 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。

(9)~(11) [略]

(12) 停止する階が3以上であるエレベーターの乗降口には、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、籠内に籠及び昇降路の出入口の戸が開いた時に籠の昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合においては、この限りでない。

(傾斜路)

第13条 移動等円滑化された立体横断施設に設ける傾斜路(その踊場を含む。以下同じ。)は、次に定める構造とするものとする。

(1)～(10) [略]

第4章 乗合自動車停留所の構造

第5章 路面電車停留場等の構造

第6章 自動車駐車場の構造

第7章 旅客特定車両停留施設の構造

(通路)

第33条 公共用通路（旅客特定車両停留施設に旅客特定車両（道路法施行規則（昭和27年建設省令第25号）第1条第1号から第3号までに掲げる自動車をいう。以下同じ。）が停留することができる時間内において常時一般交通の用に供されている一般交通用施設であつて、旅客特定車両停留施設の外部にあるものをいう。以下同じ。）から旅客特定車両の乗降口に至る通路のうち、乗降場ごとに1以上の通路は、次に定める構造とするものとする。

(1) 有効幅員は、規則で定める値以上とすること。

(2) 戸を設ける場合は、当該戸は、次に定める構造とすること。

ア 有効幅は、規則で定める値以上とすること。

イ 自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

(3) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。

2 前項の1以上の通路（以下「移動等円滑化された通路」という。）において床面に高低差がある場合は、エレベーター又は傾斜路を設けるものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、エスカレーター（構造上の理由によりエスカレーターを設置することが困難である場合は、エスカレーター以外の昇降機であつて車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のもの）をもってこれに代えることができる。

3 旅客特定車両停留施設に隣接しており、かつ、旅客特定車両停留施設と一体的に利用される他の施設のエレベーター（第35条の基準に適合するものに限る。）又は傾斜路（第36条の基準に適合するものに限る。）を利用することにより高齢者、障害者等が旅客特定車両停留施設に旅客特定車両が停留することができる時間内において常時公共用通路と旅客特定車両の乗降口との間の移動を円滑に行うことができる場合は、前項の規定に

(1)～(10) [略]

第4章 乗合自動車停留所

第5章 路面電車停留場等

第6章 自動車駐車場

よらないことができる。管理上の理由により昇降機を設置することが困難である場合も、また同様とする。

4 旅客特定車両停留施設の通路は、次に定める構造とするものとする。

(1) 床の表面は、平たんで、滑りにくい仕上げとすること。

(2) 段差を設ける場合は、当該段差は、次に定める構造とすること。

ア 踏面の端部の全体とその周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により段差を容易に識別できるものとする。

イ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。

(出入口)

第34条 移動等円滑化された通路と公共用通路の出入口は、次に定める構造とするものとする。

(1) 有効幅は、規則で定める値以上とすること。

(2) 戸を設ける場合は、当該戸は、次に定める構造とすること。

ア 有効幅は、規則で定める値以上とすること。

イ 自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

(3) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。

(エレベーター)

第35条 移動等円滑化された通路に設けるエレベーターは、次に定める構造とするものとする。

(1) 籠の内法幅及び内法奥行きは、それぞれ規則で定める値以上とすること。

(2) 籠及び昇降路の出入口の有効幅は、規則で定める値以上とすること。

(3) 籠内に、車椅子使用者が乗降する際に籠及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。ただし、規則で定める構造のエレベーターにあつては、この限りでない。

2 第12条第4号から第12号までの規定は、移動等円滑化された通路に設けるエレベーターについて準用する。

3 移動等円滑化された通路に設けるエレベーターの台数、籠の内法幅及び内法奥行きは、旅客特定車両停留施設の高齢者、障害者等の利用の状況を考慮して定めるものとする。

(傾斜路)

第36条 移動等円滑化された通路に設ける傾斜路

(その踊場を含む。以下この条において同じ。)

は、次に定める構造とするものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

(1) 有効幅員は、規則で定める値以上とすること。

(2) 縦断勾配は、規則で定める値以下とすること。

(3) 高さが規則で定める値を超える傾斜路にあつては、当該値以内ごとに踏み幅が規則で定める値以上の踊場を設けること。

2 移動等円滑化された通路に設ける傾斜路の床の表面は、平たんで、滑りにくい仕上げとすること。

3 第13条第3号から第5号まで、第7号、第8号及び第10号の規定は、移動等円滑化された通路に設ける傾斜路について準用する。

(エスカレーター)

第37条 移動等円滑化された通路に設けるエスカレーターは、次に定める構造とするものとする。

ただし、第3号及び第4号については、複数のエスカレーターが隣接した位置に設けられる場合は、そのうち1のみが適合していれば足りるものとする。

(1) 上り専用のもので下り専用のもをそれぞれ設置すること。ただし、旅客が同時に双方向に移動することがない場合においては、この限りでない。

(2) エスカレーターの上端及び下端に近接する通路の床面等において、当該エスカレーターへの進入の可否を示すこと。ただし、上り専用又は下り専用でないエスカレーターにおいては、この限りでない。

(3) 踏み段の有効幅は、規則で定める値以上とすること。

(4) 踏み段の面を車椅子使用者が円滑に昇降するために必要な広さとすることができる構造であり、かつ、車止めが設けられていること。

2 第14条第2号から第5号までの規定は、移動等円滑化された通路に設けるエスカレーターについて準用する。

3 移動等円滑化された通路に設けるエスカレーターには、当該エスカレーターの行き先及び昇降方向を音声により知らせる設備を設けるものとする。

(階段)

第38条 第16条第2号から第8号まで、第10号及び第11号の規定は、移動等円滑化された通路に設ける階段について準用する。

(乗降場)

第39条 旅客特定車両停留施設の乗降場は、次に定める構造とするものとする。

- (1) 床の表面は、平たんで、滑りにくい仕上げとすること。
- (2) 旅客特定車両の通行方向に平行する方向の縦断勾配は、規則で定める値以下とすること。
- (3) 横断勾配は、規則で定める値以下とすること。
- (4) 乗降場の縁端のうち、誘導車路その他の旅客特定車両の通行、停留又は駐車のために供する場所（以下この号において「旅客特定車両用場所」という。）に接する部分には、柵、視覚障害者誘導用ブロックその他の視覚障害者の旅客特定車両用場所への進入を防止するための設備が設けられていること。
- (5) 当該乗降場に接して停留する旅客特定車両に車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のものであること。

(運行情報提供設備)

第40条 旅客特定車両の運行に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を設けるものとする。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

(便所)

第41条 第30条から第32条までの規定は、旅客特定車両停留施設に便所を設ける場合について準用する。この場合において、第31条第1項第1号中「第25条に規定する通路」とあるのは「移動等円滑化された通路」と、「同条各号」とあるのは「第25条各号」と読み替えるものとする。

(乗車券等販売所、待合所及び案内所)

第42条 乗車券等販売所を設ける場合は、そのうち1以上は、次に定める構造とするものとする。

- (1) 移動等円滑化された通路と乗車券等販売所との間の通路は、第33条第1項各号に掲げる基準に適合するものであること。
- (2) 出入口を設ける場合は、そのうち1以上は、次に定める構造とすること。
 - ア 有効幅は、規則で定める値以上とすること。
 - イ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に定める構造とするものとする。
 - ① 有効幅は、規則で定める値以上とすること。

④ 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

ウ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。

③ カウンターを設ける場合は、そのうち1以上は、車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のものであること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、待合所及び案内所を設ける場合について準用する。

3 乗車券等販売所又は案内所（勤務する者を置かないものを除く。）は、聴覚障害者が文字により意思疎通を図るための設備を設けるものとする。この場合においては、当該設備を保有している旨を当該乗車券等販売所又は案内所に表示するものとする。

（券売機）

第43条 乗車券等販売所に券売機を設ける場合は、そのうち1以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造とするものとする。ただし、乗車券等の販売を行う者が常時対応する窓口が設置されている場合は、この限りでない。

第8章 [略]

（案内標識）

第44条 [略]

2 [略]

3 旅客特定車両停留施設のエレベーターその他の昇降機、傾斜路、便所、乗車券等販売所、待合所、案内所若しくは休憩設備（第5項において「移動等円滑化のための主要な設備」という。）又は同項に規定する案内板その他の設備の付近には、これらの設備があることを表示する案内標識を設けるものとする。

4 前項の案内標識は、日本産業規格Z8210に適合するものとする。

5 公共用通路に直接通じる出入口の付近には、移動等円滑化のための主要な設備（第33条第3項前段の規定により昇降機を設けない場合にあつては、同項前段に規定する他の施設のエレベーターを含む。以下この条において同じ。）の配置を表示した案内板その他の設備を設けるものとする。ただし、移動等円滑化のための主要な設備の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。

6 公共用通路に直接通じる出入口の付近その他の

第7章 [略]

（案内標識）

第33条 [略]

2 [略]

適切な場所に、旅客特定車両停留施設の構造及び主要な設備の配置を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設けるものとする。

(視覚障害者誘導用ブロック)

第45条 歩道等、自転車歩行者専用道路等、立体横断施設の通路、乗合自動車停留所、路面電車停留場の乗降場並びに自動車駐車場及び旅客特定車両停留施設の通路には、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。

2 前項の規定により視覚障害者誘導用ブロックが敷設された旅客特定車両停留施設の通路と第12条第10号の基準に適合する乗降口に設ける操作盤、前条第6項の規定により設けられる設備（音によるものを除く。）、便所の出入口及び第42条の基準に適合する乗車券等販売所との間の経路を構成する通路には、それぞれ視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。ただし、視覚障害者の誘導を行う者が常駐する2以上の設備がある場合であって、当該2以上の設備間の誘導が適切に実施されるときは、当該2以上の設備間の経路を構成する通路については、この限りでない。

3 旅客特定車両停留施設の階段、傾斜路及びエスカレーターの上端及び下端に近接する通路には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。

4 [略]

5 [略]

(休憩施設)

第46条 歩道等又は自転車歩行者専用道路等には、適当な間隔でベンチ及びその上屋を設けるものとする。ただし、これらの機能を代替するための施設が既に存する場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 旅客特定車両停留施設には、高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備を1以上設けるものとする。ただし、旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれのある場合は、この限りでない。

3 前項の施設に優先席（主として、高齢者、障害者等の優先的な利用のために設けられる座席をいう。以下この項において同じ。）を設ける場合は、その付近に、当該優先席における優先的に利用することができる者を表示する案内標識を設けるものとする。

(照明施設)

第47条 歩道等、自転車歩行者専用道路等及び立体横断施設には、照明施設を連続して設けるものとする。

(視覚障害者誘導用ブロック)

第34条 歩道等、立体横断施設の通路、乗合自動車停留所、路面電車停留場の乗降場及び自動車駐車場の通路には、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。

2 [略]

3 [略]

(休憩施設)

第35条 歩道等には、適当な間隔でベンチ及びその上屋を設けるものとする。ただし、これらの機能を代替するための施設が既に存する場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

(照明施設)

第36条 歩道等及び立体横断施設には、照明施設を連続して設けるものとする。ただし、夜間にお

とする。ただし、夜間における当該歩道等、自転車歩行者専用道路等及び立体横断施設の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。

- 2 乗合自動車停留所、路面電車停留場、自動車駐車場及び旅客特定車両停留施設には、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、照明施設を設けるものとする。ただし、夜間における当該乗合自動車停留所、路面電車停留場、自動車駐車場及び旅客特定車両停留施設の路面又は床面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。

ける当該歩道等及び立体横断施設の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。

- 2 乗合自動車停留所、路面電車停留場及び自動車駐車場には、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、照明施設を設けるものとする。ただし、夜間における当該乗合自動車停留所、路面電車停留場及び自動車駐車場の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

さいたま市条例第40号

さいたま市水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成13年さいたま市条例第277号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(給与の減額)</p> <p>第17条 [略]</p> <p>2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）、介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下この項において同じ。）の介護をするため、管理者が、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下この項において「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）、<u>介護時間</u>（当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）<u>又は修学部分休業</u>（当該職員が大学その他の管理者が指定する教育施設における修学のため、<u>2年を超えない範囲内において、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。</u>）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にか</p>	<p style="text-align: center;">(給与の減額)</p> <p>第17条 [略]</p> <p>2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）、介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下この項において同じ。）の介護をするため、管理者が、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下この項において「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）<u>又は介護時間</u>（当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p>

かわらず、その勤務しない1時間につき勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与)

第21条の2 さいたま市職員の自己啓発等休業に関する条例（令和3年さいたま市条例第33号）

第2条の承認を受けた職員には、自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

さいたま市条例第41号

さいたま市給水条例等の一部を改正する条例

(さいたま市給水条例の一部改正)

第1条 さいたま市給水条例（平成13年さいたま市条例第278号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(料金の徴収方法) 第34条 料金は、納入通知書による払込み、口座振替又は地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第231条の2の3第1項の指定納付受託者による納付の方法により、定例日の属する月分及びその前月分として隔月に徴収する。</u> 2 [略]	(料金の徴収方法) 第34条 料金は、納入通知書による払込み、口座振替又は地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第231条の2第6項の規定による指定をした者による納付の方法により、定例日の属する月分及びその前月分として隔月に徴収する。</u> 2 [略]

(さいたま市下水道条例の一部改正)

第2条 さいたま市下水道条例（平成13年さいたま市条例第270号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(除害施設の設置) 第10条 [略] 2 法の規定により次に定める基準に適合しない下水（水洗便所から排除される汚水及び法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に	(除害施設の設置) 第10条 [略] 2 法の規定により次に定める基準に適合しない下水（水洗便所から排除される汚水及び法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に

<p>排除してはならないこととされるものを除く。)を継続して排除して公共下水道を利用する者は、除害施設を設けてこれをしなければならない。 (1)～(9) [略] (10) 前各号に掲げる物質又は項目以外の物質又は項目で水質汚濁防止法第29条の規定による条例により当該公共下水道(当該公共下水道が法第6条第5号に規定する流域関連公共下水道である場合には、当該公共下水道が接続する流域下水道)からの放流水に関する排水基準が定められたもの(第5号に掲げる項目に類似する項目及び大腸菌群数を除く。)当該排水基準に係る数値</p> <p>3 [略]</p> <p>(使用料の徴収) 第16条 公共下水道の使用料(以下「使用料」という。)は、納入通知書による払込み、口座振替又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項の指定納付受託者による納付の方法により、定例日(使用料の算定基準日として市長があらかじめ隔月に定めた日をいう。以下同じ。)の属する月分及びその前月分として隔月に徴収する。</p> <p>2～5 [略]</p>	<p>排除してはならないこととされるものを除く。)を継続して排除して公共下水道を利用する者は、除害施設を設けてこれをしなければならない。 (1)～(9) [略] (10) 前各号に掲げる物質又は項目以外の物質又は項目で水質汚濁防止法第29条の規定による条例により当該公共下水道(当該公共下水道が法第6条第4号に規定する流域関連公共下水道である場合には、当該公共下水道が接続する流域下水道)からの放流水に関する排水基準が定められたもの(第5号に掲げる項目に類似する項目及び大腸菌群数を除く。)当該排水基準に係る数値</p> <p>3 [略]</p> <p>(使用料の徴収) 第16条 公共下水道の使用料(以下「使用料」という。)は、納入通知書による払込み、口座振替又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2第6項の規定による指定をした者による納付の方法により、定例日(使用料の算定基準日として市長があらかじめ隔月に定めた日をいう。以下同じ。)の属する月分及びその前月分として隔月に徴収する。</p> <p>2～5 [略]</p>
---	---

(さいたま市南下新井污水处理施設条例の一部改正)

第3条 さいたま市南下新井污水处理施設条例(平成17年さいたま市条例第131号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(使用料の徴収) 第11条 南下新井污水处理施設の使用料(以下「使用料」という。)は、納入通知書による払込み、口座振替又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項の指定納付受託者による納付の方法により、定例日(使用料の算定基準日として市長があらかじめ隔月に定めた日を</p>	<p>(使用料の徴収) 第11条 南下新井污水处理施設の使用料(以下「使用料」という。)は、納入通知書による払込み、口座振替又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2第6項の規定による指定をした者による納付の方法により、定例日(使用料の算定基準日として市長があらかじめ隔月に定めた</p>

いう。以下同じ。)の属する月分及びその前月分として隔月に徴収する。 2～4 [略]	日をいう。以下同じ。)の属する月分及びその前月分として隔月に徴収する。 2～4 [略]
--	--

附 則

この条例は、令和4年1月4日から施行する。ただし、第2条中第10条第2項第10号の改正は、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

さいたま市条例第42号

さいたま市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市消防本部及び消防署の設置等に関する条例（平成13年さいたま市条例第279号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
(消防署の名称、位置及び管轄区域) 第4条 消防署の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。			(消防署の名称、位置及び管轄区域) 第4条 消防署の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。		
名称	位置	管轄区域	名称	位置	管轄区域
[略]			[略]		
さいたま市 中央消防署	さいたま市中央区 <u>下落合4丁目13 番10号</u>	[略]	さいたま市 中央消防署	さいたま市中央区 <u>下落合5丁目7番 18号</u>	[略]
[略]			[略]		

附 則

この条例は、令和3年12月1日から施行する。